

小田原市立病院内保育所運営業務委託に関する公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

小田原市立病院では、病院に勤務する職員が安心して職務に専念できる環境整備の一環として、院内保育所を設置している。

この院内保育所の運営は、安全・安心で充実したサービスを効率的かつ安定的に提供することが求められ、これを実現できる専門的な知識と経験を有する、優秀な事業者に業務を委託するため、公募型プロポーザル方式により、最も優れた企画提案を行った事業者を当該業務の優先交渉権者として選定することとする。

本要項は、「小田原市立病院内保育所運営業務」を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名 小田原市立病院内保育所運営業務

(2) 委託期間 平成29年10月1日から平成31年9月30日まで（2年間）

3 提案価格上限額

2年間総額 60,000千円

なお、上記の金額には消費税及び地方消費税（8%）を含むものとする。

4 選定方法

プロポーザル方式による。

受託業者の決定は、次の手順を経て行うものとする。

- (1) 参加意思表明書、提案書の提出
- (2) プレゼンテーションの実施
- (3) 審査により選定された優先交渉権者との契約協議

※提案者多数の場合は、プレゼンテーションの前に書類審査を行う場合がある。

5 応募資格者の要件

次のすべての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当していないこと。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（当該手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (4) 小田原市暴力団排除条例に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）でないこと。
- (5) 参加意思表明書の提出日から起算して過去2年間に、国及び地方公共団体（独立行政法人及び国立大学法人並びに地方独立行政法人及び公立大学法人を含む。）又は民間事業者等（以下「国等」という。）が設置する医療機関の院内保育所で、定員20名以上

のものの運営業務を12ヶ月以上継続して履行した実績が1件以上確認できること。

- (6) 参加意思表明書の提出日から起算して過去2年間に、国等が設置する医療機関の院内保育所において、夜間保育の契約実績が確認できること。
- (7) 東京都又は神奈川県に本店若しくは支店又は営業所を有する事業者であること。

6 参加意思表明書の提出

このプロポーザルに参加しようとする事業者は、参加意思表明書にその他必要書類を添えて次のとおり提出すること。

なお、かながわ電子入札共同システムに登録されている事業者については、下記ウ、オ、カ、キの提出の必要はない。

なお、参加意思表明書等の書類提出後、応募資格者の要件を満たさずプレゼンテーションに参加できない事業者に対しては、後日、書面にて通知する。

(1) 提出期限 平成29年8月10日（木）午後5時15分

(2) 提出様式 「参加意思表明書」【様式1】

(3) その他必要書類 ※提出部数は各1部とする。

ア 会社概要【様式2】及びパンフレット

イ 平成28年度の収支計算書及び事業報告書

ウ 次の税目に係る、直近1年度分の完納証明書

(ア) 本店に係る市町村税（すべての税目）

(イ) 支店、営業所等が小田原市にある場合は小田原市税（すべての税目）

(ウ) 消費税及び地方消費税

エ 契約書の写し（要項「5 応募資格者の要件（5）及び（6）」に記載する事項について確認できるもの）

オ 印鑑登録証明書

カ 登記事項証明書

キ 暴力団排除に係る誓約書 【様式3】

(4) 提出方法

持参又は郵送（特定記録郵便又は簡易書留郵便に限る。）によることとする。この場合において、持参にあっては土曜及び日曜日を除き午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合にあっては、受付期間中（最終日は午後5時15分まで）必着とする。

(5) 提出場所 〒250-8558 小田原市久野46番地

小田原市立病院 経営管理課総務係

7 質問の受付及び回答

このプロポーザルの実施内容について、指定様式により次のとおり質問書を受け付ける。なお、説明会は開催しない。

(1) 提出期限 平成29年8月2日（水）午後5時15分

(2) 提出様式 「質問書」【様式4】

(3) 提出方法 電子メールで提出すること。

FAX、電話及び来所による直接の質問には応じない。

送付先：小田原市立病院経営管理課

メールアドレス : keikan@city.odawara.kanagawa.jp

(メール送信後、速やかにその旨を電話にて連絡すること。)

- (4) 質問への回答期限 平成29年8月7日（月）
- (5) 質問への回答方法 競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、小田原市立病院ホームページへ掲載する。なお、質問に対する回答の公表をもって、本要領の追加又は修正とみなすものとする。

8 企画提案書等の提出

要項6により参加意思表明書を提出した事業者（以下「参加事業者」という。）は、次のとおり企画提案書及び関係書類を提出するものとする。

なお、参加を辞退する場合には、速やかに辞退届【様式5】を提出すること。

- (1) 提出期限 平成29年8月18日（金）午後5時15分
- (2) 提出方法

持参又は郵送（特定記録郵便又は簡易書留郵便に限る。）によることとする。この場合において、持参にあっては土曜及び日曜日を除き午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合にあっては受付期間中（最終日は午後5時15分まで）必着とする。

- (3) 提出場所 〒250-8558 小田原市久野46番地
小田原市立病院 経営管理課総務係

(4) 提出書類及び提出部数

- ア 企画提案書 正本1部、副本5部
イ 運営費見積書 正本1部、副本5部 ※算出内訳表【様式6】を添付すること。

(5) その他

ア 企画提案書の様式は任意とし、原則としてA4サイズ・左綴りとする。A4サイズ以上の場合はA4サイズに折りたたむこと。

イ 企画提案書には、具体的で簡潔な表現を用い、要項「10(2)審査項目」に規定する内容について記載すること。また、電子媒体及びFAXによる提出は認めない。

ウ 提出期限以降における企画提案書及び関係書類の修正や差し替えは認めない。また、提出された書類は返却しない。

9 企画提案に係るプレゼンテーション

- (1) 実施日 平成29年8月23日（水）
(2) 実施場所 小田原市立病院 院内会議室
(3) 進行手順

参加事業者にはあらかじめプレゼンテーションのスケジュールを通知する。事業者は、指定時間までに集合場所で待機すること。なお、プレゼンテーションの時間はおおむね15分程度とする。

(4) その他

ア プロジェクタ及びスクリーンは事務局が用意し、その他必要な機材等は参加事業者が用意すること。

イ 提案説明は、提案書の内容について行い、追加資料等の配付は認めない。

ただし、プロジェクタを使用しパワーポイント等により提案説明をする場合においては、

投影する画面についての印刷物に限り、当日の配付を認める。

ウ 企画提案書の提出は1事業者につき1案とする。

1 0 事業者の選定

(1) 選定委員会

小田原市立病院職員（看護師、事務職員等5名程度）で構成する選定委員会において選定する。

(2) 審査項目

評価項目	評価基準	重要度
受託実績	受託実績、経営成績	低
業務体制	保育所運営についての基本理念、運営方針	中
	保育内容（年間保育計画、デイリープログラム、教材等）	
	保育環境（安全管理、健康管理、衛生管理）の整備	
	危機管理（防犯、災害）に関する取り組み	
	保護者との連絡、苦情に対する考え方	
	病院との連絡、運営状況報告（連絡体制、保育日誌等の書類整備）	
人員計画 雇用管理	保育士の配置計画、勤務体制（配置数に対する考え方、配置基準、常勤・パートの別、保育士の実務経験年数等）	高
	保育士の資質向上に対する取り組み（考え方、研修、取り組み等）	
	保育士の健康管理（健康診断、検便の実施等）	
独自性	独自の提案事項、アピールポイント等	低
その他	事業開始までの計画性及び実行性	中
価格	配点×最低価格／見積価格（小数点以下切捨） ※最低価格は、提案者の中で最も低額の見積価格とする	高

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全てのプレゼンテーション参加事業者に対し書面で通知するものとし、通知は、平成29年8月25日（金）までに発送する。

また、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

なお、選定された事業者への契約に関する手続きについては別途通知する。

1 1 問い合わせ先

〒250-8558 小田原市久野46番地

小田原市立病院 経営管理課総務係 担当 井上、樽木

電話 0465-34-3175

FAX 0465-34-3179

電子メール keikan@city.odawara.kanagawa.jp